

- 六 鶴燒貨安全燈料ノ會社負担
- 七 全従業員及其家族ノ醫藥費
- 八 豫後備召集ノ場合ハ其當時ノ稼賃金ノ半額及旅費支給
- 九 簡閱點呼ノ場合日給及旅費ノ支給

就ては日本全國の炭礦は全最も非況の谷底に在りて當會社も現今の經濟狀態ニ到底出來ない。

- 四 勤続手当並ニ退職手当ノ制定
- 五 衛生設備ノ改善
- 六 醫者ノ不親切ナル行爲ノ改善
- 七 坑内外作業設備ノ改善
- 八 白米ノ改善
- 九 以上ハ現今ノ經濟狀態ニ到底出來ない

二つは豫て弊炭會より之ニ同意要求が出居て分るる回答のないから弊炭會に回答する迄保留シタリ

五 爭議ノ犧牲者ヲ出サレルコト
要求に應ずるわけに行かない

三十一日再び先の調停者より話が有りその條件として、の犠牲者は出す事、但家族に對し相當の見舞金を支給する

三十一日再び先の調停者より話が有りその條件として、の犠牲者は出す事、但家族に對し相當の見舞金を支給する

三十一日再び先の調停者より話が有りその條件として、の犠牲者は出す事、但家族に對し相當の見舞金を支給する

三十一日再び先の調停者より話が有りその條件として、の犠牲者は出す事、但家族に對し相當の見舞金を支給する

三十一日再び先の調停者より話が有りその條件として、の犠牲者は出す事、但家族に對し相當の見舞金を支給する

三十一日再び先の調停者より話が有りその條件として、の犠牲者は出す事、但家族に對し相當の見舞金を支給する

三十一日再び先の調停者より話が有りその條件として、の犠牲者は出す事、但家族に對し相當の見舞金を支給する

三十一日再び先の調停者より話が有りその條件として、の犠牲者は出す事、但家族に對し相當の見舞金を支給する

三十一日再び先の調停者より話が有りその條件として、の犠牲者は出す事、但家族に對し相當の見舞金を支給する

三十一日再び先の調停者より話が有りその條件として、の犠牲者は出す事、但家族に對し相當の見舞金を支給する

三十一日再び先の調停者より話が有りその條件として、の犠牲者は出す事、但家族に對し相當の見舞金を支給する

三十一日再び先の調停者より話が有りその條件として、の犠牲者は出す事、但家族に對し相當の見舞金を支給する

要求條件ニ付テ二月二十八日ノ回答ニ其ノ回答左ノ通リ

- 一 賃金ノ値上げ
- 二 労働時間ノ短縮
- 三 飯湯制度並ニ組長制度ノ徹底的改善
- 四 鶴燒貨安全燈料ノ會社負担
- 五 全従業員及其家族ノ醫藥費
- 六 豫後備召集ノ場合ハ其當時ノ稼賃金ノ半額及旅費支給
- 七 簡閱點呼ノ場合日給及旅費ノ支給
- 八 以上ハ現今ノ經濟狀態ニ到底出來ない
- 九 勤続手当並ニ退職手当ノ制定
- 十 衛生設備ノ改善
- 十一 坑内外作業設備ノ改善
- 十二 白米ノ改善
- 十三 醫者ノ不親切ナル行爲ノ改善
- 十四 以上ノ四項ハ會社ヲ從來モ十分誠意ヲ以テ改善ニ當ツテ居ルカラ今後一層調査研究ノ上改善ニ骨ヲ折ル
- 十五 今後會社は全途より一層會社經濟の許す範圍に於て一般従業員諸君の福利増進に努力することを言明する
- 十六 佐々木、栗谷兩君ノ手當ハ勞務課長個人ニ於テ各金百圓ヲ支給スル
- 十七 山代君ニ對シテハ長屋退去ノ際退職手当金壹千四百圓ヲ支給スル
- 十八 十五名ノ解職者ニハ百五十圓ヲノ手当ヲ支給ス
- 十九 收監起訴サレタルモノハ解職ス但シノ家族ニ對シテハ百圓乃至八十圓ノ歸國旅費ヲ支給ス
- 二十 會社ハ金子一封ヲ贈ル

附記

一、即時双方其弊戒ヲ撤廢スル事
二月十九日、番方ヨリ入坑スル事
以上

尙會社では全日左の如き聲明書を發した

今同當炭礦に於て二旬以上に亘る紛擾を見爲に世間の配慮を煩はしたるは寔に遺憾とする所なり當炭礦は從前雖も時代の進運に伴ひ會社經濟の許す範圍に於て力めて一般従業員の福利増進を圖り來りたるも今後は尙一層従業員の和衷協同を圖り事業の發展と共に其福利の増進に努力するの意あることを聲明す

昭和二年二月十八日 磐城炭礦株式會社礦業所

願みれば爭議の始められてより二十數日御大喪當日は全山靜謐謹慎したけれども、その前後に亘り世間を騒がしたことは實に恐懼に堪へない次第であつた。

しかしして其間各方面から深き同情を寄せられたことは感謝に堪へざる次第である今同當炭礦に際しその經過真相を發表して御厚意の萬一に酬いたいとこの一篇を綴つた次第である。

終りに臨み磐炭會幹部及び會員は終始一貫熱烈なる愛山運動を續けまた上杉博士の主宰する建國會本部派遣の應援隊は思想上の立場から(建國會磐城支)對炭會を提携して大に努力したために愛山の意氣著しく發揚されたのであつた特記して謝意を表したいと思ふ。

昭和二年二月

磐城炭礦
勞務課